

令和5年2月27日
(第1回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	-----	1～ 4
議案第 2 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	5～ 6
議案第 3 号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	7～ 9
議案第 4 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	-----	10
議案第 5 号	美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	11～ 13
議案第 6 号	美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	-----	14
議案第 7 号	美瑛町浄化センター条例の廃止について	-----	15
議案第 8 号	専決処分について	-----	16～ 22
議案第 9 号	専決処分について	-----	23～ 29
議案第 10 号	令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 10 号）について	-----	30～ 73
議案第 11 号	令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	74～ 79
議案第 12 号	令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	80～ 85
議案第 13 号	令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	86～ 91
議案第 14 号	令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 3 号）について	-----	92～ 97

議案第15号	令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	----	98～104
議案第16号	令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）について	----	105～109
議案第17号	令和4年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について	----	110～114
議案第18号	令和5年度美瑛町一般会計予算について	----	別冊
議案第19号	令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	----	別冊
議案第20号	令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について	----	別冊
議案第21号	令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	----	別冊
議案第22号	令和5年度美瑛町水道事業会計予算について	----	別冊
議案第23号	令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算について	----	別冊
議案第24号	令和5年度美瑛町水力発電事業会計予算について	----	別冊
議案第25号	令和5年度美瑛町立病院事業会計予算について	----	別冊
議案第26号	美瑛町まちづくり総合計画の策定について	----	115
議案第27号	指定管理者の指定について	----	116～117
議案第28号	指定管理者の指定について	----	116～117
議案第29号	指定管理者の指定について	----	116～117
議案第30号	指定管理者の指定について	----	116～117
議案第31号	指定管理者の指定について	----	116～117

議案第1号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町
条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表（第3条関係）

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	150,100円	198,500円
	2	151,200円	200,300円
	3	152,400円	202,100円
	4	153,500円	203,900円
	5	154,600円	205,400円
	6	155,700円	207,200円
	7	156,800円	209,000円
	8	157,900円	210,800円

	9	158,900 円	212,400 円
	10	160,300 円	214,200 円
	11	161,600 円	216,000 円
	12	162,900 円	217,800 円
	13	164,100 円	219,200 円
	14	165,600 円	221,000 円
	15	167,100 円	222,700 円
	16	168,700 円	224,500 円
	17	169,800 円	226,100 円
	18	171,200 円	227,800 円
	19	172,600 円	229,400 円
	20	174,000 円	230,900 円
	21	175,300 円	232,200 円
	22	177,800 円	233,800 円
	23	180,300 円	235,400 円
	24	182,800 円	236,900 円
	25	185,200 円	237,900 円
	26	186,900 円	239,400 円
	27	188,500 円	240,700 円
	28	190,200 円	241,900 円
	29	191,700 円	243,100 円
	30	193,400 円	244,100 円
	31	195,200 円	245,100 円
	32	196,900 円	246,100 円
	33	198,500 円	247,200 円
	34	199,900 円	248,100 円
	35	201,400 円	249,000 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	155,100 円	191,500 円
	2	156,500 円	193,100 円

	3	157,900 円	194,700 円
	4	159,300 円	196,300 円
	5	160,500 円	197,800 円
	6	162,300 円	199,300 円
	7	164,000 円	200,900 円
	8	165,600 円	202,400 円
	9	167,200 円	204,000 円
	10	168,900 円	205,700 円
	11	170,500 円	207,300 円
	12	172,300 円	209,000 円
	13	173,700 円	210,400 円
	14	175,500 円	212,000 円
	15	177,400 円	213,600 円
	16	179,200 円	215,200 円
	17	181,100 円	216,600 円
	18	182,600 円	218,200 円
	19	184,400 円	219,900 円
	20	186,200 円	221,600 円
	21	187,700 円	222,900 円
	22	189,200 円	224,400 円
	23	190,700 円	225,800 円
	24	192,200 円	227,300 円
	25	193,800 円	228,500 円
(3) 医療職給料表 (二)	1	169,900 円	197,000 円
	2	171,300 円	198,900 円
	3	172,800 円	200,900 円
	4	174,200 円	202,800 円
	5	175,600 円	204,900 円
	6	177,100 円	206,900 円

7	178,600 円	209,100 円
8	180,100 円	211,200 円
9	181,300 円	213,200 円
10	183,000 円	214,600 円
11	184,600 円	216,000 円
12	186,100 円	217,200 円
13	187,500 円	218,600 円
14	189,500 円	220,000 円
15	191,500 円	221,500 円
16	193,500 円	222,700 円
17	195,500 円	224,100 円
18	197,500 円	225,600 円
19	199,500 円	227,100 円
20	201,500 円	228,600 円
21	203,500 円	229,700 円
22	205,400 円	231,400 円
23	207,500 円	233,100 円
24	209,600 円	234,700 円
25	211,200 円	236,000 円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を次のように改める。

第 2 6 条 削除

第 2 条 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に、「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に、「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に、「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「第 2 5 条」を「第 2 5 条第 1 項」に改める。

第 3 6 条第 2 項及び第 3 項中「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年美瑛町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

第 2 条 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1

日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第4号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について

周知しなければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは

「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第6号

美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）」の次に「及び美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町条例第28号）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

美瑛町浄化センター条例の廃止について

美瑛町浄化センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町浄化センター条例を廃止する条例

美瑛町浄化センター条例（平成25年美瑛町条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

専決処分について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和5年1月6日

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,435,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月6日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,043,802	80,000	5,123,802
	1 地方交付税	5,043,802	80,000	5,123,802
歳入合計		11,355,600	80,000	11,435,600

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,546,545	80,000	1,626,545
	2 道路橋梁費	1,052,011	80,000	1,132,011
歳出合計		11,355,600	80,000	11,435,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	5,043,802	80,000	5,123,802
	1	地方交付税	5,043,802	80,000	5,123,802
		1 地方交付税	5,043,802	80,000	5,123,802

節		説 明
区 分	金 額	
1	地方交付税	80,000
		1 普通交付税

(一般会計)

(歳出)

8	2	4	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土 木 費	1,546,545	80,000	1,626,545		80,000
			道路橋梁費	1,052,011	80,000	1,132,011		80,000
			除雪対策費	172,436	80,000	252,436		80,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	80,000	1 安全・安心なまちづくり	80,000
		(1) 除雪対策事業	80,000
		12 整備・事業委託(維)	(80,000)

議案第9号

専決処分について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和5年1月31日

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,505,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,123,802	70,000	5,193,802
	1 地方交付税	5,123,802	70,000	5,193,802
歳 入 合 計		11,435,600	70,000	11,505,600

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		1,626,545	70,000	1,696,545
	2 道路橋梁費	1,132,011	70,000	1,202,011
歳 出 合 計		11,435,600	70,000	11,505,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	5,123,802	70,000	5,193,802
	1	地方交付税	5,123,802	70,000	5,193,802
		1 地方交付税	5,123,802	70,000	5,193,802

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	70,000	1 普通交付税	32,567
		2 特別交付税	37,433

(一般会計)

(歳 出)

8	2	4	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土 木 費	1,626,545	70,000	1,696,545		70,000
			道路橋梁費	1,132,011	70,000	1,202,011		70,000
			除雪対策費	252,436	70,000	322,436		70,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	70,000	1 安全・安心なまちづくり	70,000
		(1) 除雪対策事業	70,000
		12 整備・事業委託(維)	(70,000)

議案第10号

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第10号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,600千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,480,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税		1,089,181	37,700	1,126,881
	1 町 民 税	476,093	△5,000	471,093
	2 固定資産税	456,051	28,000	484,051
	3 軽自動車税	34,886	700	35,586
	4 たばこ税	66,830	9,000	75,830
	5 入 湯 税	12,773	5,000	17,773
12 分担金及び負担金		6,479	△465	6,014
	1 負 担 金	6,479	△465	6,014
13 使用料及び手数料		241,618	49,778	291,396
	1 使 用 料	204,465	49,998	254,463
	2 手 数 料	37,153	△220	36,933
14 国庫支出金		1,297,065	△20,977	1,276,088
	1 国庫負担金	420,069	10,741	430,810
	2 国庫補助金	855,506	△31,875	823,631
	3 国庫委託金	21,490	157	21,647
15 道支出金		930,105	△3,025	927,080
	1 道負担金	288,052	2,823	290,875
	2 道補助金	622,017	△5,848	616,169
16 財産収入		64,402	△630	63,772
	1 財産運用収入	46,732	△72	46,660
	2 財産売払収入	17,670	△558	17,112
17 寄 附 金		123,251	148,469	271,720
	1 寄 附 金	123,251	148,469	271,720
18 繰 入 金		576,261	△41,624	534,637
	1 繰 入 金	576,261	△41,624	534,637
20 諸 収 入		273,796	△301	273,495
	5 雑 入	155,944	△301	155,643
21 町 債		953,800	△194,525	759,275
	1 町 債	953,800	△194,525	759,275
歳 入	合 計	11,505,600	△25,600	11,480,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		66,490	△850	65,640
	1 議会費	66,490	△850	65,640
2 総務費		1,929,878	△48,123	1,881,755
	1 総務管理費	1,869,881	△47,770	1,822,111
	5 統計調査費	222	△33	189
	6 監査委員費	2,109	△320	1,789
3 民生費		1,424,023	△95,253	1,328,770
	1 社会福祉費	927,787	△98,145	829,642
	2 児童福祉費	496,236	2,892	499,128
4 衛生費		1,163,733	△46,353	1,117,380
	1 保健衛生費	884,463	△41,049	843,414
	2 清掃費	279,270	△5,304	273,966
6 農林水産業費		962,868	△34,109	928,759
	1 農業費	620,525	△23,165	597,360
	2 耕地費	239,820	△430	239,390
	3 林業費	102,523	△10,514	92,009
7 商工費		907,824	△23,158	884,666
	1 商工費	625,073	△21,261	603,812
	2 文化スポーツ振興費	282,751	△1,897	280,854
8 土木費		1,696,545	△17,653	1,678,892
	1 土木管理費	48,108	△22,373	25,735
	2 道路橋梁費	1,202,011	17,468	1,219,479
	4 都市計画費	383,246	△11,246	372,000
	5 住宅費	53,193	△1,502	51,691
9 消防費		356,555	△6,957	349,598
	1 消防費	356,555	△6,957	349,598
10 教育費		473,246	7,308	480,554
	1 教育総務費	245,882	△7,203	238,679
	2 小学校費	121,485	16,183	137,668
	3 中学校費	69,844	△193	69,651
	4 社会教育費	36,035	△1,479	34,556
11 公債費		1,818,001	△2,079	1,815,922
	1 公債費	1,818,001	△2,079	1,815,922
12 諸支出金		684,531	241,627	926,158
	1 普通財産取得費	152,405	194,497	346,902
	2 公営企業費	532,126	47,130	579,256
歳 出	合 計	11,505,600	△25,600	11,480,000

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	美瑛東小学校空調設備整備事業	17,300
合 計			17,300

第 3 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正予算債 美瑛東小学校空調設備整備事業(11,500 11,500)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業 白金泉源21号井新設事業(105,900 105,900)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	0 (0)			
緊急防災減災事業 移動系防災IP無線機整備事業(104,300 4,600)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	〃	99,300 (0)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
スポーツセンター改修事業(99,700)				99,300)			
公共施設等適正管理推進事業 庁舎照明LED化事業(31,600 4,600)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	〃	28,700 (4,400)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
丸山通り線道路長寿命化事業(27,000)				24,300)			
緊急自然災害防止対策事業 白金美瑛線道路改修事業(50,000 50,000)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	〃	48,500 (48,500)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
辺地対策事業 朗根内上俵真布線道路整備事業(226,500 5,700)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	〃	215,000 (5,600)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
北瑛旭第6線道路整備事業(39,300)				35,800)			
美園村山線道路整備事業(67,200)				63,600)			
新星第1線道路整備事業(30,000)				29,900)			
美沢18線道路整備事業(22,000)				18,800)			
新星線道路整備事業(36,400)				35,400)			

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	364,500	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	297,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
障がい者グループホーム施設整備事業(30,000)				(0)			
保健センター冷房改修事業(22,800)				(21,900)			
橋梁維持修繕事業(33,400)				(40,900)			
雪寒建設機械整備事業(12,700)				(8,200)			
赤羽下宇莫別線道路整備事業(30,000)				(29,900)			
藤野協成線道路整備事業(20,000)				(19,600)			
公共下水道事業(5,700)				(0)			
医療設備整備事業(30,000)				(29,000)			
(ソフト分)								
農業振興事業(20,800)				(20,100)			
(ソフト分)								
学校給食支援事業(44,400)				(13,500)			
臨時財政対策債	71,000	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	〃	58,475	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	953,800				747,775			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		町 税	1,089,181	37,700	1,126,881
	1	町 民 税	476,093	△5,000	471,093
		1 個 人	407,084	△5,000	402,084
	2	固定資産税	456,051	28,000	484,051
		1 固定資産税	439,215	28,000	467,215
	3	軽自動車税	34,886	700	35,586
		1 環境性能割	733	700	1,433
	4	たばこ税	66,830	9,000	75,830
		1 たばこ税	66,830	9,000	75,830
	5	入湯税	12,773	5,000	17,773
		1 入湯税	12,773	5,000	17,773
12		分担金及び負担金	6,479	△465	6,014
	1	負 担 金	6,479	△465	6,014
		3 農林水産業費負担金	5,875	△465	5,410
13		使用料及び手数料	241,618	49,778	291,396
	1	使 用 料	204,465	49,998	254,463
		4 商工使用料	84,856	49,998	134,854
	2	手 数 料	37,153	△220	36,933
		4 土木手数料	558	△220	338
14		国庫支出金	1,297,065	△20,977	1,276,088
	1	国庫負担金	420,069	10,741	430,810
		1 民生費負担金	367,747	12,407	380,154
		2 衛生費負担金	52,322	△1,666	50,656
	2	国庫補助金	855,506	△31,875	823,631
		1 総務費補助金	282,769	△1,735	281,034

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	△6,000	1 現年課税分
2 滞納繰越分	1,000	1 滞納繰越分
1 現年課税分	28,000	1 現年課税分
1 現年課税分	700	1 現年課税分
1 現年課税分	9,000	1 現年課税分
1 現年課税分	5,000	1 現年課税分
1 耕地費負担金	△465	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 商工使用料	49,998	1 白金野営場使用料 1,088 2 国民保養センター使用料 173 3 美瑛町体験交流住宅使用料 237 4 青い池駐車場使用料 48,500
2 都市計画手数料	△220	1 開発行為許可申請手数料
1 社会福祉費負担金	△1,500	1 障害者医療費負担金
2 児童福祉費負担金	13,907	1 児童手当負担金 △4,018 2 子どものための教育・保育給付費負担金 17,839 3 子育てのための施設等利用給付交付金 86
1 保健衛生費負担金	△1,666	1 国民健康保険基盤安定負担金
1 総務管理費補助金	△1,735	1 地方創生推進交付金 △6,000 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,265

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	2	民生費補助金	149,808	△15,185	134,623
	3	衛生費補助金	44,940	△160	44,780
	4	農林水産業費補助金	5,920	△1,500	4,420
	5	土木費補助金	361,434	△18,995	342,439
	6	教育費補助金	2,514	5,700	8,214
	3	国庫委託金	21,490	157	21,647
	1	総務費委託金	15,074	157	15,231
15		道支出金	930,105	△3,025	927,080
	1	道負担金	288,052	2,823	290,875
	1	民生費負担金	169,389	7,100	176,489
	2	衛生費負担金	83,663	△3,025	80,638
	3	土木費負担金	35,000	△1,252	33,748

(一般会計)

節		金額	説 明
区 分	金 額		
1	社会福祉費補助金	△14,117	1 地域生活支援事業費補助金 △117 2 高齢者世帯等生活支援事業費補助金 4,200 3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金 △18,200
2	児童福祉費補助金	△1,068	1 子ども・子育て支援交付金 482 2 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 △1,550
1	保健衛生費補助金	△160	1 特定感染症検査等事業補助金
1	農業費補助金	△1,500	1 経営継承・発展支援事業補助金
2	道路橋梁費補助金	△18,187	1 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金 △572 2 美園村山線道路改良舗装事業交付金 2,529 3 橋梁維持修繕事業補助金 △8,333 4 雪寒建設機械整備費補助金 △5,137 5 新星線道路改良舗装事業交付金 187 6 美沢18線道路改良舗装事業交付金 △6,861
3	都市計画費補助金	△460	1 東町公園改修事業交付金 △304 2 さくら公園改修事業交付金 △156
4	住宅費補助金	△348	1 憩町団地解体事業交付金 △274 2 公営住宅等長寿命化計画更新事業交付金 △74
2	小学校費補助金	5,700	1 美瑛東小学校空調設備整備事業交付金
1	総務管理費委託金	157	1 十勝岳火山砂防情報センター管理業務委託金
1	社会福祉費負担金	△750	1 障害者医療費負担金
2	児童福祉費負担金	7,850	1 児童手当負担金 △980 2 子どものための教育・保育給付費負担金 8,787 3 子育てのための施設等利用給付交付金 43
1	保健衛生費負担金	△3,025	1 国民健康保険基盤安定負担金 △931 2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △2,094
1	道路橋梁費負担金	△1,252	1 置杵牛川改修事業負担金

- 39 -

- 38 -

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		道補助金	622,017	△5,848	616,169
	2	民生費補助金	20,286	114	20,400
	4	農林水産業費補助金	556,997	△4,600	552,397
	5	商工費補助金	28,865	△1,362	27,503
	16		財産収入	64,402	△630
1		財産運用収入	46,732	△72	46,660
	2	利子及び配当金	1,379	△72	1,307
2		財産売払収入	17,670	△558	17,112
	1	不動産売払収入	17,669	△558	17,111
17		寄 附 金	123,251	148,469	271,720
	1	寄 附 金	123,251	148,469	271,720
		1	寄 附 金	123,251	148,469
18		繰 入 金	576,261	△41,624	534,637
	1	繰 入 金	576,261	△41,624	534,637
		1	繰 入 金	576,261	△41,624

(一般会計)

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
1	△58	1	地域生活支援事業費補助金
2	172	1	子ども・子育て支援交付金 482
		2	北海道子育て世帯臨時特別給付金 △310
1	△6,240	1	農業委員会交付金 1,417
		2	環境保全型農業直接支払交付金 △569
		3	農業次世代人材投資資金交付金 △5,588
		4	持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 △1,500
2	3,813	1	基幹水利施設管理事業補助金 しろがね地区 1,406
		2	多面的機能支払交付金 2,407
3	△2,173	1	豊かな森づくり推進事業補助金
1	△1,037	1	北海道消費者行政強化事業補助金
2	△325	1	北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
1	△72	1	公共施設等整備基金運用利子 △39
		2	福祉基金運用利子 △24
		3	農業振興基金運用利子 △7
		4	人づくり育成基金運用利子 △2
2	△558	1	立木売払収入
1	148,469	1	まちづくり寄附金 146,069
		2	企業版ふるさと納税寄附金 2,400
1	△41,624	1	公共施設等整備基金繰入金 △3,851
		2	農業振興基金繰入金 △1,100
		3	丘のまちびえいまちづくり基金繰入金 △25,688
		4	人づくり育成基金繰入金 △5,100
		5	森林環境譲与税基金繰入金 △5,885

- 41 -

- 40 -

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		諸 収 入	273,796	△301	273,495
	5	雑 入	155,944	△301	155,643
	4	雑 入	155,941	△301	155,640
21		町 債	953,800	△194,525	759,275
	1	町 債	953,800	△194,525	759,275
	1	総務債	20,000	△4,800	15,200
	2	民生債	50,700	△30,000	20,700
	3	衛生債	51,100	△900	50,200
	4	農林水産業債	20,800	△700	20,100
	5	商工債	241,500	△106,300	135,200
	6	土木債	424,300	△18,900	405,400
	7	教育債	44,400	△19,400	25,000
	8	病院事業債	30,000	△1,000	29,000
	9	臨時財政対策債	71,000	△12,525	58,475

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 雑 入	△301	1 地域づくり総合交付金	△300
		2 その他雑入	△1
1 総務管理債	△4,800	1 総務管理債	△4,800
		(1) 緊急防災減災 移動系防災IP無線機整備事業債	(△4,600)
		(2) 公共施設適正管理 庁舎照明LED化事業債	(△200)
1 社会福祉債	△30,000	1 社会福祉債	
		(1) 過疎対策 障がい者グループホーム施設整備事業債	
1 保健衛生債	△900	1 保健衛生債	
		(1) 過疎対策 保健センター冷房改修事業債	
1 農林水産業債	△700	1 農林水産業債	
		(1) 過疎対策 (ソフト分) 農業振興事業債	
1 商工債	△105,900	1 商工債	
		(1) 地域活性化 白金泉源21号井新設事業債	
2 文化スポーツ振興債	△400	1 文化スポーツ振興債	
		(1) 緊急防災減災 スポーツセンター改修事業債	
1 道路橋梁債	△13,200	1 道路橋梁債	△13,200
		(1) 辺地対策 新星第1線道路整備事業債	(△100)
		(2) 過疎対策 橋梁維持修繕事業債	(7,500)
		(3) 過疎対策 雪寒建設機械整備事業債	(△4,500)
		(4) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債	(△100)
		(5) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債	(△3,500)
		(6) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債	(△3,600)
		(7) 過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債	(△100)
		(8) 過疎対策 藤野協成線道路整備事業債	(△400)
		(9) 辺地対策 美沢18線道路整備事業債	(△3,200)
		(10) 辺地対策 新星線道路整備事業債	(△1,000)
		(11) 公共施設適正管理 丸山通り線道路長寿命化事業債	(△2,700)
		(12) 緊急自然災害 白金美瑛線道路改修事業債	(△1,500)
2 都市計画債	△5,700	1 都市計画債	
		(1) 過疎対策 公共下水道事業債	
1 教育総務債	△30,900	1 教育総務債	
		(1) 過疎対策 (ソフト分) 学校給食支援事業債	
2 小学校債	11,500	1 補正予算 美瑛東小学校空調設備整備事業債	
		(1) 補正予算 美瑛東小学校空調設備整備事業債	
1 病院事業債	△1,000	1 病院事業債	
		(1) 過疎対策 医療設備整備事業債	
1 臨時財政対策債	△12,525	1 臨時財政対策債	

- 43 -

- 42 -

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	議会費	66,490	△850	65,640	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			議会費	66,490	△850	65,640		△850
			議会費	66,490	△850	65,640		△850
			議会費	66,490	△850	65,640		△850
2			総務費	1,929,878	△48,123	1,881,755	△7,638	△40,485
	1		総務管理費	1,869,881	△47,770	1,822,111	△7,638	△40,132
		1	職員給与費	1,143,446	△28,000	1,115,446	道支出金 1,752 使用料 303	△30,055
		2	一般管理費	57,535	1,020	58,555		1,020
		3	広聴広報費	6,474	△1,700	4,774		△1,700
		4	車両管理費	10,833	△264	10,569		△264
		5	財産管理費	78,754	1,636	80,390	地方債 △200	1,836

(一般会計)

節		説明	
区分	金額		
7	報償費	△100	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会運営事業 △850
8	旅費	△450	8 議員旅費 (2)議会報発行事業 △350
10	需用費	△300	10 印刷製本費(物) (3)地域課題共有事業 △300
			7 謝礼(補) △200
			8 費用弁償 △100
2	給料	△15,000	1 みんなで歩むまちづくり (1)職員給料 △28,000
3	職員手当等	2,000	2 一般職給料 (2)職員手当 (△15,000)
4	共済費	△13,000	3 職員手当等 (3)職員共済費 2,000
18	負担金補助 及び交付金	△2,000	4 共済費 (4)退職手当組合負担金 △13,000
			18 負担金(人) △2,000
13	使用料及び 賃借料	1,020	1 みんなで歩むまちづくり (1)一般管理事業 1,020
			13 賃借料(物) (1,020)
10	需用費	△1,700	1 みんなで歩むまちづくり (1)広報事業 △1,700
			10 印刷製本費(物) (△1,700)
17	備品購入費	△264	1 みんなで歩むまちづくり (1)車両管理事業 △264
			17 車両購入費(事) (△264)
14	工事請負費	△231	1 みんなで歩むまちづくり (1)庁舎維持管理事業 1,867
17	備品購入費	1,867	17 備品購入費(物) (1,867)
			(2)役場庁舎照明LED化事業 △231
			14 改修工事(事) (△231)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 情報管理費	70,518	△2,140	68,378		△2,140
7 地域振興費	201,057	△19,759	181,298	国庫支出金 △3,500 繰入金 △50	△16,209
8 移住対策費	50,431	1,580	52,011	寄附金 2,000 繰入金 △3,200	2,780
9 交通安全対策費	4,336	△795	3,541		△795
10 火山情報センター費	10,186	208	10,394	国庫支出金 157	51
11 災害対策費	20,009	△885	19,124	地方債 △4,600 寄附金 300 繰入金 △600	4,015

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
11 役 務 費	△200	1 みんなで歩むまちづくり (1)情報管理事業	△2,140 △1,810
12 委 託 料	△1,940	11 通信運搬費(物) 12 保守・管理委託(物) (2)情報戦略推進事業 12 業務委託(物)	(△200) (△1,610) △330 (△330)
1 報 酬	920	1 みんなで歩むまちづくり (1)まちづくり委員会事業	△19,759 △489
7 報 償 費	△400	7 謝礼(補) 8 費用弁償	(△400) (△89)
8 旅 費	△89	(2)まちづくり総合計画策定事業 12 業務委託(事)	△88 (△88)
12 委 託 料	△88	(3)地域おこし協力隊管理事業 1 会計年度任用職員報酬	920 (920)
18 負担金補助 及び交付金	△20,102	(4)丘のまちびえい活性化協会補助金 18 補助金(補)	△20,102 (△20,102)
10 需 用 費	△300	1 足腰の強い産業づくり (1)セカンドホームツーリズム事業	1,580 △576
14 工事請負費	△276	10 燃料費(物) 14 工事請負費	(△300) (△276)
18 負担金補助 及び交付金	2,156	(2)定住住宅取得助成事業 18 助成金(補) (3)奨学金返還支援事業 18 交付金(事)	2,970 (2,970) △814 (△814)
7 報 償 費	△460	1 安全・安心なまちづくり (1)交通安全啓発事業	△795 △795
18 負担金補助 及び交付金	△335	7 報償(人) 18 補助金(補)	(△460) (△335)
10 需 用 費	208	1 安全・安心なまちづくり (1)火山情報センター管理運営事業 10 燃料費(物)	208 208 (208)
12 委 託 料	△368	1 安全・安心なまちづくり (1)防災無線管理事業	△885 △368
18 負担金補助 及び交付金	△517	12 保守・管理委託(物) (2)自主防災組織推進事業 18 負担金(補) 18 補助金(補)	(△368) △517 (△124) (△393)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	13	諸 費	215,422	1,329	216,751		1,329
	5	統計調査費	222	△33	189		△33
	1	統計調査費	222	△33	189		△33
	6	監査委員費	2,109	△320	1,789		△320
	1	監査委員費	2,109	△320	1,789		△320
3		民生費	1,424,023	△95,253	1,328,770	△70,964	△24,289
	1	社会福祉費	927,787	△98,145	829,642	△91,825	△6,320
	1	社会福祉総務費	268,258	△66,471	201,787	国庫支出金 △59,400	△7,071

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18	△265	1 安全・安心なまちづくり (1)富良野地方自衛隊協力会負担金 18 負担金 (補)	△265 △265 (△265)
22	1,594	2 みんなで歩むまちづくり (1)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料 (補)	1,594 1,594 (1,594)
8	△33	1 みんなで歩むまちづくり (1)統計調査管理事業 8 職員旅費	△33 △33 (△33)
8	△320	1 みんなで歩むまちづくり (1)監査管理事業 8 職員旅費 8 委員等旅費	△320 △320 (△160) (△160)
1	△1,670	1 とともに支え合うまちづくり (1)社会福祉管理事業 1 会計年度任用職員報酬	△66,471 △1,000 (△1,000)
10	△176	(2)戦没者追悼式事業 10 消耗品費 (物)	△176 (△176)
11	△200	(3)準要保護世帯等法外援護事業 19 援護費 (扶)	△225 (△225)
18	△64,200	(4)新型コロナ療養支援事業 1 会計年度任用職員報酬	△670 (△670)
19	△225	(5)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 11 通信運搬費 (物) 11 手数料 (物) 18 交付金 (扶)	△18,200 (△80) (△120) (△18,000)
		(6)くらしの安定実現事業 18 補助金 (補)	△46,200 (△46,200)

- 49 -

- 48 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 高齢者福祉費	50,366	769	51,135		769
3 障害者福祉費	558,417	△33,314	525,103	国庫支出金 △1,617 道支出金 △808 地方債 △30,000	△889
4 福祉センター費	8,058	205	8,263		205
6 高齢者福祉住宅費	10,849	200	11,049		200
7 地域支援事業費	31,039	466	31,505		466

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
7 報 償 費	△125	1 とともに支え合うまちづくり (1)老人福祉管理事業	769 △125
12 委 託 料	3,772	7 報償(物) (2)敬老会事業	(△125) △278
18 負担金補助及び交付金	△278	18 補助金(補) (3)移送サービス事業	(△278) 272
19 扶 助 費	△2,600	12 業務委託(扶) (4)除排雪サービス事業 12 業務委託(扶) (5)高齢者補聴器購入費助成事業 19 助成費(扶)	(272) 3,500 (3,500) △2,600 (△2,600)
1 報 酬	208	1 とともに支え合うまちづくり (1)更生医療給付事業	△33,314 △3,000
8 旅 費	△120	19 扶助費 (2)障害者福祉管理事業	(△3,000) △80
11 役 務 費	50	8 職員旅費	(△86)
12 委 託 料	△300	8 委員等旅費 11 手数料(物)	(△44) (50)
18 負担金補助及び交付金	△30,152	(3)地域生活支援事業 1 その他非常勤職員報酬 8 費用弁償	△234 (208) (10)
19 扶 助 費	△3,000	12 業務委託(扶) 18 負担金(補) (4)障がい者グループホーム施設整備補助事業 18 補助金(事)	(△300) (△152) △30,000 (△30,000)
12 委 託 料	205	1 とともに支え合うまちづくり (1)福祉センター管理運営事業 12 運営委託(物)	205 205 (205)
10 需 用 費	200	1 とともに支え合うまちづくり (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 10 光熱水費(物)	200 200 (200)
12 委 託 料	466	1 とともに支え合うまちづくり (1)包括的支援事業・任意事業 12 業務委託(扶)	466 466 (466)

- 51 -

- 50 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	児童福祉費	496,236	2,892	499,128	20,861	△17,969
1	児童福祉総務費	256,311	8,052	264,363	国庫支出金 11,356 道支出金 7,535	△10,839
2	保育所費	179,873	△4,180	175,693		△4,180
3	へき地保育所費	42,606	△1,000	41,606	国庫支出金 1,483 道支出金 487	△2,970
5	児童館費	7,141	20	7,161		20
4	衛生費	1,163,733	△46,353	1,117,380	△5,751	△40,602
1	保健衛生費	884,463	△41,049	843,414	△5,751	△35,298
1	保健衛生総務費	625,840	△35,261	590,579	国庫支出金 △1,666 道支出金 △3,025	△30,570

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
18	負担金補助及び交付金	13,052
19	扶 助 費	△5,000
10	需 用 費	1,041
12	委 託 料	△5,000
14	工事請負費	△221
12	委 託 料	△1,000
10	需 用 費	20
18	負担金補助及び交付金	△34,642
27	繰 出 金	△619

1	ともに支え合うまちづくり	8,052
(1)	児童手当支給事業	△5,000
19	扶助費	(△5,000)
(2)	施設型給付費事業	13,170
18	負担金(補)	(13,170)
(3)	施設等利用給付費事業	173
18	負担金(補)	(173)
(4)	幼児教育・保育副食費補助事業	123
18	負担金(扶)	(123)
(5)	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	1,446
18	補助金(補)	(1,446)
(6)	子育て世帯生活支援給付金事業	△1,860
18	交付金(扶)	(△1,860)
1	ともに支え合うまちづくり	△4,180
(1)	どんぐり保育園管理運営事業	△3,959
10	燃料費(物)	(500)
10	修繕料(維)	(541)
12	運営委託(物)	(△5,000)
(2)	どんぐり保育園施設改修事業	△221
14	改修工事(事)	(△221)
1	ともに支え合うまちづくり	△1,000
(1)	へき地保育所管理運営事業	△1,000
12	運営委託(物)	(△1,000)
1	ともに支え合うまちづくり	20
(1)	児童館管理運営事業	20
10	光熱水費(物)	(20)
1	ともに支え合うまちづくり	△35,261
(1)	老人保健施設事業特別会計繰出金	△619
27	繰出金	(△619)
(2)	大雪地区広域連合負担金	△34,642
18	負担金(補)	(△34,642)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 保健指導費	17,117	△812	16,305		△812
3 予 防 費	125,311	△4,456	120,855	国庫支出金 △160	△4,296
4 保健センタ ー費	31,872	△87	31,785	地方債 △900	813
5 医療扶助費	53,297	1,000	54,297		1,000
6 環境衛生費	29,909	△1,433	28,476		△1,433

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		節	明
1 報 酬	△85	1	ともに支え合うまちづくり △812
12 委 託 料	△1,076	(1)	保健指導管理事業 △185
18 負担金補助 及び交付金	349	1	会計年度任用職員報酬 (△85)
		12	業務委託 (物) (△100)
		(2)	健康推進事業 △237
		12	医療・衛生委託 (物) (△237)
		(3)	妊婦健診事業 213
		12	医療・衛生委託 (物) (△287)
		18	補助金 (補) (500)
		(4)	先天性股関節脱臼検診事業 △119
		12	医療・衛生委託 (物) (△119)
		(5)	産後母子ケア費用助成事業 △484
		12	医療・衛生委託 (物) (△333)
		18	助成金 (補) (△151)
12 委 託 料	△4,131	1	ともに支え合うまちづくり △4,456
18 負担金補助 及び交付金	△325	(1)	予防接種事業 △3,575
		12	医療・衛生委託 (物) (△3,250)
		18	負担金 (扶) (△325)
		(2)	緊急風しん予防対策事業 △627
		12	医療・衛生委託 (物) (△627)
		(3)	健診事業 △254
		12	医療・衛生委託 (物) (△254)
10 需 用 費	799	1	ともに支え合うまちづくり △87
14 工事請負費	△886	(1)	保健センター管理運営事業 799
		10	燃料費 (物) (565)
		10	光熱水費 (物) (234)
		(2)	保健センター冷房改修事業 △886
		14	改修工事 (事) (△886)
19 扶 助 費	1,000	1	ともに支え合うまちづくり 1,000
		(1)	医療費扶助事業 1,000
		19	乳幼児等医療給付事業扶助 (1,000)
18 負担金補助 及び交付金	△1,433	1	安全・安心なまちづくり △1,433
		(1)	食品衛生協会補助事業 △100
		18	補助金 (補) (△100)
		(2)	合併処理浄化槽設置整備事業 △1,333
		18	補助金 (事) (△1,333)

- 55 -

- 54 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2	清掃費	279,270	△5,304	273,966	△5,304
1	清掃総務費	100,460	△615	99,845	△615
2	塵芥処理費	75,551	△773	74,778	△773
3	し尿処理費	103,259	△3,916	99,343	△3,916
6	農林水産業費	962,868	△34,109	928,759	△15,840
1	農業費	620,525	△23,165	597,360	△11,833
1	農業委員会費	13,491	△580	12,911	道支出金 △335
2	農業振興費	536,719	△22,474	514,245	国庫支出金 △1,500 道支出金 △7,657 地方債 △700 繰入金 △1,641

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	△615	1 安全・安心なまちづくり (1)清掃管理事業 10 印刷製本費(物)	△615 △615 (△615)
12 委託料	△773	1 安全・安心なまちづくり (1)一般廃棄物収集事業 12 業務委託(物)	△773 △773 (△773)
10 需用費	△703	1 安全・安心なまちづくり (1)浄化センター管理運営事業	△3,916 △1,095
12 委託料	△3,213	10 消耗品費(物) 10 燃料費(物) 12 保守・管理委託(物) 12 業務委託(物) (2)し尿処理事業 12 業務委託(物)	(△519) (△184) (△35) (△357) △2,821 (△2,821)
1 報酬	△480	1 足腰の強い産業づくり (1)農業委員会運営事業	△580 △580
18 負担金補助 及び交付金	△100	1 委員報酬 18 諸団体及び諸会議負担金	(△480) (△100)
14 工事請負費	△1,000	1 足腰の強い産業づくり (1)農業研修施設事業特別会計繰入金	△22,474 △5,101
18 負担金補助 及び交付金	△16,373	27 繰入金 (2)農業次世代人材投資事業 18 交付金(補)	(△5,101) △5,588 (△5,588)
27 繰 出 金	△5,101	(3)農業振興機構負担金 18 負担金(事) (4)持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 18 補助金(事) (5)環境保全型農業直接支払交付金 18 交付金(補) (6)高収益作物振興対策補助事業 18 補助金(事) (7)米生産安定支援対策事業 18 補助金(補) (8)経営継承・発展支援事業補助金 18 補助金(事) (9)ラスノーブル苗復活事業 14 整備工事(事)	△2,777 (△2,777) △1,500 (△1,500) △759 (△759) △1,270 (△1,270) △1,479 (△1,479) △3,000 (△3,000) △1,000 (△1,000)

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 四季の交流館費	132	△111	21		△111
2 耕地費	239,820	△430	239,390	848	△1,278
1 耕地整備費	215,729	△430	215,299	道支出金 2,407 繰入金 △2,500	△337
3 基幹水利施設管理費	23,811	0	23,811	道支出金 1,406 負担金 △465	△941
3 林業費	102,523	△10,514	92,009	△4,855	△5,659
1 林業費	67,042	△6,270	60,772	道支出金 △2,173 繰入金 △2,682	△1,415
2 町有林管理費	35,481	△4,244	31,237		△4,244
7 商工費	907,824	△23,158	884,666	△97,464	74,306
1 商工費	625,073	△21,261	603,812	△89,839	68,578
1 商工総務費	2,912	0	2,912	道支出金 △1,037	1,037
2 商工業振興費	252,813	△119	252,694	国庫支出金 16,000 繰入金 △100	△16,019

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
12 委託料	△111	1 足腰の強い産業づくり (1)四季の交流館管理運営事業 12 保守・管理委託(物)	△111 △111 (△111)
18 負担金補助及び交付金	△430	1 足腰の強い産業づくり (1)多面的機能支払交付金 18 負担金(事)	△430 △430 (△430)
12 委託料	△545	1 足腰の強い産業づくり (1)木材利用・普及啓発推進事業 12 業務委託(物)	△6,270 △291 (△291)
18 負担金補助及び交付金	△5,725	(2)森林整備担い手対策事業 18 負担金(補) (3)森林経営管理制度事業 12 業務委託(物) (4)私有林等整備補助事業 18 補助金(補) (5)豊かな森づくり推進補助事業 18 補助金(事)	△115 (△115) △254 (△254) △2,135 (△2,135) △3,475 (△3,475)
14 工事請負費	△3,922	1 足腰の強い産業づくり (1)森林環境保全整備事業	△4,244 △4,244
15 原材料費	△322	14 整備工事(事) 15 原材料費(事)	(△3,922) (△322)
18 負担金補助及び交付金	△119	1 足腰の強い産業づくり (1)本通り地区緑化整備補助事業 18 補助金(事)	△119 △119 (△119)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 観光費	296,288	△21,492	274,796	地方債 △105,900 使用料 585 諸収入 △300	84,123
4 交流促進施設費	22,422	350	22,772		350
5 ビルケの森費	18,945	0	18,945	使用料 913	△913
2 文化スポーツ振興費	282,751	△1,897	280,854	△7,625	5,728
1 文化振興総務費	4,487	△473	4,014		△473

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
7 報 償 費	△50	1 足腰の強い産業づくり	△21,492
10 需 用 費	△50	(1)観光関係団体支援事業	△100
11 役 務 費	△432	18 負担金(補)	(△100)
12 委 託 料	△526	(2)白金泉源事業特別会計繰出金	△19,568
14 工事請負費	△466	27 繰出金	(△19,568)
18 負担金補助及び交付金	△400	(3)広域観光推進事業	△300
27 繰 出 金	△19,568	18 負担金(補)	(△300)
		(4)白金地区キャンプ場管理運営事業	△108
		12 業務委託(物)	(△108)
		(5)四季の情報館管理運営事業	△466
		14 改修工事(事)	(△466)
		(6)青い池管理運営事業	△500
		11 手数料(物)	(△232)
		12 保守・管理委託(物)	(△108)
		12 業務委託(物)	(△160)
		(7)丘のまちびえい観光ルール策定事業	△100
		7 謝礼(補)	(△50)
		10 消耗品費(物)	(△50)
		(8)体験交流住宅管理運営事業	△350
		11 手数料(物)	(△200)
		12 保守・管理委託(物)	(△143)
		12 業務委託(物)	(△7)
10 需 用 費	350	1 足腰の強い産業づくり	350
		(1)交流促進施設管理運営事業	350
		10 修繕料(物)	(350)
7 報 償 費	△283	1 安全で安心して暮らせるまち	△473
18 負担金補助及び交付金	△190	(1)文化社会教育団体等支援事業	△190
		18 補助金(補)	(△190)
		(2)はたちの集い事業	△283
		7 報償(物)	(△283)

- 61 -

- 60 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 生涯学習推進費	10,374	△1,819	8,555	道支出金 △300 繰入金 △4,500	2,981
3 町民センター費	20,034	687	20,721		687
4 郷土学館費	19,692	△1,719	17,973	繰入金 △2,500	781
5 自然の家費	513	22	535		22
6 保健体育総務費	3,916	0	3,916	道支出金 △25 寄附金 100	△75
7 保健体育施設費	188,037	1,405	189,442	地方債 △400	1,805

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅 費	△291	1 安全で安心して暮らせるまち (1)人づくり育成事業	△1,819 △2,978
10 需 用 費	1,146	8 職員旅費 18 補助金(補)	(△291) (△2,687)
18 負担金補助及び交付金	△2,674	(2)地域人材育成研修施設管理運営事業 10 燃料費(物) 10 光熱水費(物) (3)各種大会派遣事業 18 補助金(補)	1,146 (115) (1,031) 13 (13)
10 需 用 費	990	1 安全で安心して暮らせるまち (1)町民センター管理運営事業	687 687
12 委 託 料	△303	10 燃料費(物) 12 保守・管理委託(物)	(990) (△303)
10 需 用 費	480	1 安全で安心して暮らせるまち (1)郷土学館管理運営事業	△1,719 480
18 負担金補助及び交付金	△2,199	10 消耗品費(物) 10 光熱水費(物) (2)十勝岳ジオパーク推進事業 18 補助金(補)	(80) (400) △2,199 (△2,199)
10 需 用 費	22	1 安全で安心して暮らせるまち (1)自然の家管理運営事業 10 光熱水費(物)	22 22 (22)
10 需 用 費	2,303	1 安全で安心して暮らせるまち (1)パークゴルフ場管理運営事業	1,405 △186
11 役 務 費	12	12 保守・管理委託(維)	(△186)
12 委 託 料	△573	(2)スポーツセンター管理運営事業 10 消耗品費(物) 10 燃料費(物)	1,928 (242) (1,353)
14 工事請負費	△337	10 光熱水費(物) 10 修繕料(維) 11 通信運搬費(物) 12 保守・管理委託(物) (3)スポーツセンター改修事業 14 改修工事(事)	(205) (503) (12) (△387) △337 (△337)

(単位：千円)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,696,545	△17,653	1,678,892	△62,201	44,548
1	土木管理費	48,108	△22,373	25,735	△20,020	△2,353
	1 土木総務費	48,108	△22,373	25,735	手数料 △220 繰入金 △19,800	△2,353
2	道路橋梁費	1,202,011	17,468	1,219,479	△32,839	50,307
	1 道路維持修繕費	126,720	△3,148	123,572	地方債 △2,700 繰入金 △200	△248
	2 道路新設改良費	587,307	△20,065	567,242	国庫支出金 △4,717 道支出金 △1,252 地方債 △13,500	△596
	3 橋梁維持修繕費	111,940	△1,609	110,331	国庫支出金 △8,333 地方債 7,500	△776

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		△1,871	1 安全・安心なまちづくり (1)土木総務管理事業 △22,373 △1,871
18	負担金補助及び交付金		△20,502	1 会計年度任用職員報酬 (△1,871) (2)住宅リフォーム等助成事業 △19,602 18 補助金(事) (△19,602) (3)空き家等解体支援事業 △900 18 補助金(補) (△900)
12	委 託 料		△1,872	1 安全・安心なまちづくり △3,148 (1)街路樹等景観整備事業 △186
14	工事請負費		△1,276	12 保守・管理委託(維) (△122) 14 整備工事(事) (△64) (2)丸山通り線道路長寿命化事業 △2,962 12 建築・土木委託(事) (△1,750) 14 維持補修工事(事) (△1,212)
12	委 託 料		△2,067	1 安全・安心なまちづくり △20,065 (1)白金美瑛線道路改修事業 △1,490
14	工事請負費		△17,998	14 整備工事(事) (△1,490) (2)北瑛旭第6線道路改良舗装事業 △4,116 12 建築・土木委託(事) (△815) 14 整備工事(事) (△3,301) (3)美園村山線道路改良舗装事業 △1,000 14 整備工事(事) (△1,000) (4)藤野協成線道路改良舗装事業 △343 14 整備工事(事) (△343) (5)美沢18線道路改良舗装事業 △10,083 14 整備工事(事) (△10,083) (6)新星線道路改良舗装事業 △1,781 14 整備工事(事) (△1,781) (7)新区画向上通学線橋梁架替事業 △1,252 12 建築・土木委託(事) (△1,252)
14	工事請負費		△1,609	1 安全・安心なまちづくり △1,609 (1)橋梁維持修繕事業 △1,609 14 整備工事(事) (△1,609)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
4	除雪対策費	322,436	41,490	363,926	国庫支出金 △5,137 地方債 △4,500	51,127
5	交通安全施設費	53,608	800	54,408		800
4	都市計画費	383,246	△11,246	372,000	△8,691	△2,555
1	街路事業費	14,000	△448	13,552	繰入金 △448	
2	公共下水道費	190,133	△8,203	181,930	地方債 △5,700	△2,503
3	公園費	179,113	△2,595	176,518	国庫支出金 △460 繰入金 △2,083	△52
5	住宅費	53,193	△1,502	51,691	△651	△851
1	住宅管理費	22,114	△303	21,811	使用料 △303	
2	住宅建設費	31,079	△1,199	29,880	国庫支出金 △348	△851

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		説	明
12 委託料	49,385	1 安全・安心なまちづくり (1)除雪対策事業	41,490 50,000
17 備品購入費	△7,895	12 整備・事業委託(維) (2)雪寒建設機械整備事業 17 車両購入費(事) (3)流雪溝維持管理事業 12 保守・管理委託(維)	(50,000) △7,895 (△7,895) △615 (△615)
10 需用費	800	1 安全・安心なまちづくり (1)交通安全施設整備事業 10 光熱水費(物)	800 800 (800)
14 工事請負費	△448	1 安全・安心なまちづくり (1)大町1丁目西2番線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	△448 △448 (△448)
27 繰出金	△8,203	1 安全・安心なまちづくり (1)公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金	△8,203 △8,203 (△8,203)
12 委託料	△366	1 安全・安心なまちづくり (1)公園維持管理事業	△2,595 △265
14 工事請負費	△2,198	12 保守・管理委託(維) (2)憩ヶ森公園改修事業	(△265) △414
15 原材料費	△31	14 整備工事(事) 15 原材料費(物) (3)東町公園改修事業 14 整備工事(事) (4)公園施設長寿命化点検事業 12 業務委託(事) (5)さくら公園改修事業 14 整備工事(事) (6)北西の丘展望公園改修事業 14 改修工事(事)	(△383) (△31) △294 (△294) △101 (△101) △311 (△311) △1,210 (△1,210)
12 委託料	△303	1 安全・安心なまちづくり (1)町営住宅管理事業 12 保守・管理委託(物)	△303 △303 (△303)
12 委託料	△165	1 安全・安心なまちづくり (1)憩町団地解体事業	△1,199 △1,034
14 工事請負費	△1,034	14 解体工事費 (2)公営住宅等長寿命化計画更新事業 12 業務委託(事)	(△1,034) △165 (△165)

- 67 -

- 66 -

(単位：千円)

9	1	消 防 費	356,555	△6,957	349,598	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	356,555	△6,957	349,598		△6,957
	1	消 防 費	356,555	△6,957	349,598		△6,957
	1	消 防 費	356,555	△6,957	349,598		△6,957
10		教 育 費	473,246	7,308	480,554	17,465	△10,157
	1	教育総務費	245,882	△7,203	238,679	265	△7,468
	1	教育委員会費	2,049	△160	1,889		△160
	2	事務局費	81,656	△5,574	76,082		△5,574
	3	学校給食費	95,054	△1,469	93,585	国庫支出金 31,165 地方債 △30,900	△1,734
	2	小学校費	121,485	16,183	137,668	17,200	△1,017
	1	学校管理費	102,913	16,667	119,580	国庫支出金 5,700 地方債 11,500	△533

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
18	負担金補助及び交付金	△6,957	1 安全・安心なまちづくり (1)大雪消防組合負担金 18 負担金(補)	△6,957 △6,957 (△6,957)
8	旅 費	△100	1 安全で安心して暮らせるまち (1)教育委員会管理運営事業	△160 △160
18	負担金補助及び交付金	△60	8 委員等旅費 18 諸団体及び諸会議負担金	(△100) (△60)
1	報 酬	△1,900	1 安全で安心して暮らせるまち (1)教職員健康管理事業	△5,574 △200
3	職員手当等	△500	12 医療・衛生委託(物)	(△200)
4	共 済 費	△2,000	(2)英語指導助手(ALT)管理事業 1 会計年度任用職員報酬	△880 (△400)
7	報 償 費	△94	13 賃借料(物)	(△480)
8	旅 費	△400	(3)教職員研修事業 7 謝礼(補)	△94 (△94)
12	委 託 料	△200	(4)教育専門員管理事業 1 会計年度任用職員報酬	△2,000 (△1,500)
13	使用料及び賃借料	△480	3 会計年度任用職員手当 (5)教育委員会事務局管理事業	(△500) △2,400
			4 共済費 8 費用弁償	(△2,000) (△400)
1	報 酬	△917	1 安全で安心して暮らせるまち (1)学校給食管理運営事業	△1,469 △1,469
3	職員手当等	△371	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(△917) (△371)
12	委 託 料	△181	12 医療・衛生委託(物)	(△181)
10	需 用 費	△200	1 安全で安心して暮らせるまち (1)美瑛東小学校空調設備整備事業	16,667 17,300
14	工事請負費	16,867	14 改修工事(事) (2)小学校施設改修事業 14 改修工事(事)	(17,300) △433 (△433)
			(3)小学校遊具管理事業 10 修繕料(物)	△200 (△200)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 教育振興費	18,572	△484	18,088		△484
3 中学校費	69,844	△193	69,651		△193
2 教育振興費	17,273	△193	17,080		△193
4 社会教育費	36,035	△1,479	34,556		△1,479
1 社会教育総務費	595	△290	305		△290
2 公民館費	11,535	△592	10,943		△592
3 図書館費	23,905	△597	23,308		△597

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
7 報 償 費	△108	1 安全で安心して暮らせるまち (1)小学校要保護及び準要保護児童援助事業	△484 △387
18 負担金補助及び交付金	△137	19 就学困難児童援助費 (2)小学校学校行事活動事業	(△387) △137
19 扶 助 費	△239	18 交付金(補) (3)小学校支援教育推進事業	(△137) 148
		19 特別支援教育就学奨励費 (4)小学生学習ルーム事業	(148) △108
		7 謝礼(補)	(△108)
7 報 償 費	△223	1 安全で安心して暮らせるまち (1)中学校要保護及び準要保護生徒援助事業	△193 △265
13 使用料及び賃借料	△128	19 就学困難生徒援助費 (2)中学校情報教育推進事業	(△265) △128
18 負担金補助及び交付金	423	13 使用料(物) (3)部活動促進事業	(△128) 423
19 扶 助 費	△265	18 交付金(補) (4)中学校キャリア教育推進事業	(423) △223
		7 謝礼(補)	(△223)
8 旅 費	△213	1 安全で安心して暮らせるまち (1)社会教育総務管理事業	△290 △290
18 負担金補助及び交付金	△77	8 職員旅費 8 委員等旅費	(△76) (△137)
		18 諸団体及び諸会議負担金	(△77)
7 報 償 費	△192	1 安全で安心して暮らせるまち (1)公民館事業	△592 △344
13 使用料及び賃借料	△152	7 謝礼(補) 13 賃借料(物)	(△192) (△152)
18 負担金補助及び交付金	△248	(2)出会いふれあい祭り事業 18 補助金(補)	△248 (△248)
1 報 酬	△400	1 安全で安心して暮らせるまち (1)図書館管理運営事業	△597 △200
3 職員手当等	△200	1 委員報酬	(△96)
10 需 用 費	400	1 会計年度任用職員報酬	(△304)
12 委 託 料	△397	3 会計年度任用職員手当 10 光熱水費(物)	(△200) (400)
		(2)図書管理事業 12 保守・管理委託(物)	△397 (△397)

- 71 -

- 70 -

(単位：千円)

11	1	公債費	1,818,001	△2,079	1,815,922	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		公債費	1,818,001	△2,079	1,815,922		△2,079
	2	利子	41,780	△2,079	39,701		△2,079
12		諸支出金	684,531	241,627	926,158	192,177	49,450
	1	普通財産取得費	152,405	194,497	346,902	194,497	
	1	公共施設等整備基金費	114	48,461	48,575	使用料 48,500 財産収入 △39	
	4	農業振興基金費	23	△7	16	財産収入 △7	
	5	福祉基金費	72	△24	48	財産収入 △24	
	6	人づくり育成基金費	8	△2	6	財産収入 △2	
	9	丘のまちびえいまちづくり基金費	119,250	146,069	265,319	寄附金 146,069	
	2	公営企業費	532,126	47,130	579,256	△2,320	49,450
	1	上水道事業補助金	24,612	△536	24,076		△536
	2	病院事業補助金	450,000	50,000	500,000		50,000
	3	病院事業負担金	57,514	△2,334	55,180	地方債 △1,000 繰入金 △1,320	△14

(一般会計)

節		説明		
区分	金額			
22	償還金利子及び割引料	△2,079	1 みんなで歩むまちづくり (1)起債償還利子 (2)一時借入金等利子	△2,079 △1,179 △900
24	積立金	48,461	1 みんなで歩むまちづくり (1)公共施設等整備基金の運用管理事業 24 積立金(積)	48,461 48,461 (48,461)
24	積立金	△7	1 みんなで歩むまちづくり (1)農業振興基金の運用管理事業 24 積立金(積)	△7 △7 (△7)
24	積立金	△24	1 みんなで歩むまちづくり (1)福祉基金の運用管理事業 24 積立金(積)	△24 △24 (△24)
24	積立金	△2	1 みんなで歩むまちづくり (1)人づくり育成基金の運用管理事業 24 積立金(積)	△2 △2 (△2)
24	積立金	146,069	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	146,069 146,069 (146,069)
18	負担金補助及び交付金	△536	1 安全・安心なまちづくり (1)上水道事業補助事業 18 補助金(補)	△536 △536 (△536)
18	負担金補助及び交付金	50,000	1 とともに支え合うまちづくり (1)病院事業補助事業 18 補助金(補)	50,000 50,000 (50,000)
18	負担金補助及び交付金	△2,334	1 とともに支え合うまちづくり (1)病院事業建設改良費負担金 18 負担金(補)	△2,334 △2,334 (△2,334)

議案第11号

令和4年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和4年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ**619**千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**108,015**千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		56,086	△619	55,467
	1 繰入金	56,086	△619	55,467
歳 入 合 計		108,634	△619	108,015

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		59,477	△619	58,858
	1 管理費	59,477	△619	58,858
歳 出 合 計		108,634	△619	108,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	56,086	△619	55,467
	1	繰入金	56,086	△619	55,467
		1 一般会計繰入金	56,086	△619	55,467

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△619	1 一般管理費繰入金

(老人保健施設事業特別会計)

(歳 出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			施設事業費	59,477	△619	58,858	△619	
			管 理 費	59,477	△619	58,858	△619	
		1	一般管理費	59,477	△619	58,858	繰入金 △619	

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14	△40	1 とともに支え合うまちづくり	△619
		(1) 老人保健施設浴槽改修事業	△40
17	△579	14 改修工事 (事)	(△40)
		(2) 老人保健施設移送車更新事業	△579
		17 車両購入費 (事)	(△579)

議案第12号

令和4年度 美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和4年度美瑛町の農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,305千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,374千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		3,284	317	3,601
	1 使 用 料	1,584	317	1,901
2 道支出金		1,266	△172	1,094
	1 道補助金	1,266	△172	1,094
3 財産収入		4,784	2,355	7,139
	1 財産売払収入	4,784	2,355	7,139
4 繰 入 金		12,249	△5,101	7,148
	1 一般会計繰入金	12,248	△5,101	7,147
6 諸 収 入		95	296	391
	1 雑 入	95	296	391
歳 入	合 計	21,679	△2,305	19,374

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業研修施設費		21,177	△2,305	18,872
	1 施設管理費	21,177	△2,305	18,872
歳 出	合 計	21,679	△2,305	19,374

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		使用料及び手数料	3,284	317	3,601
	1	使 用 料	1,584	317	1,901
		1	農業研修施設使用料	1,584	317
2		道支出金	1,266	△172	1,094
	1	道補助金	1,266	△172	1,094
		1	農業研修施設費補助金	1,266	△172
3		財産収入	4,784	2,355	7,139
	1	財産売払収入	4,784	2,355	7,139
		1	生産物売払収入	4,784	2,355
4		繰 入 金	12,249	△5,101	7,148
	1	一般会計繰入金	12,248	△5,101	7,147
		1	一般会計繰入金	12,248	△5,101
6		諸 収 入	95	296	391
	1	雑 入	95	296	391
		1	雑 入	95	296

節		説 明	
区 分	金 額		
1	△13	1	加工使用料
2	330	1	長期居室使用料 307
		2	短期居室使用料 △1
		3	浄化槽使用料 24
1	△172	1	新規就農者育成総合対策事業補助金
1	2,355	1	生産物売払収入
1	△5,101	1	農業担い手研修センター管理運営事業繰入金
1	296	1	長期居室電気料負担金

(農業研修施設事業特別会計)

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 農業研修施設費	21,177	△2,305	18,872	△2,623	318
1 施設管理費	21,177	△2,305	18,872	△2,623	318
2 農業担い手研修センター管理費	12,055	△2,305	9,750	道支出金 △172	318
				財産収入 2,355	
				繰入金 △5,102	
				諸収入 296	

(農業研修施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	238	1 足腰の強い産業づくり △2,305
12 委託料	△2,413	(1) 農業担い手研修センター管理運営事業 10 光熱水費(物) (238) 12 指定管理者委託 (△2,413)
17 備品購入費	△124	17 備品購入費(物) (△124)
18 負担金補助及び交付金	△6	18 負担金(補) (△6)

議案第13号

令和4年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和4年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,369千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,664千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入		31,680	2,482	34,162
	1 発電事業収入	31,680	2,482	34,162
2 繰入金		9,351	△8,851	500
	1 繰入金	9,351	△8,851	500
歳入合計		41,033	△6,369	34,664

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,587	△600	13,987
	1 総務管理費	14,587	△600	13,987
2 発電施設費		20,603	△27	20,576
	1 施設管理費	20,603	△27	20,576
3 基金積立金		5,743	△5,742	1
	1 基金積立金	5,743	△5,742	1
歳出合計		41,033	△6,369	34,664

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		発電事業収入	31,680	2,482	34,162
	1	発電事業収入	31,680	2,482	34,162
		1 発電電力収入	31,680	2,482	34,162
2		繰入金	9,351	△8,851	500
	1	繰入金	9,351	△8,851	500
		1 基金繰入金	9,351	△8,851	500

節		説 明
区 分	金 額	
1	発電売上収入	2,482 1 発電売上収入
1	基金繰入金	△8,851 1 基金繰入金

(水力発電事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	14,587	△600	13,987		△600
			総務管理費	14,587	△600	13,987		△600
			一般管理費	14,587	△600	13,987		△600
			発電施設費	20,603	△27	20,576	△8,851	8,824
			施設管理費	20,603	△27	20,576	△8,851	8,824
			発電事業管理費	20,603	△27	20,576	繰入金 △8,851	8,824
			基金積立金	5,743	△5,742	1		△5,742
			基金積立金	5,743	△5,742	1		△5,742
			水力発電施設積立金	5,743	△5,742	1		△5,742

(水力発電事業特別会計)

区分	金額	説 明	
12 委託料	△210	1 足腰の強い産業づくり (1) 発電施設一般管理事業	△600 △390
13 使用料及び 賃借料	△390	13 使用料(物) (2) 地方公営企業会計適用事業 12 業務委託(物)	(△390) △210 (△210)
12 委託料	△27	1 足腰の強い産業づくり (1) 発電施設施設管理事業 12 保守・管理委託(物)	△27 △27 (△27)
24 積立金	△5,742	1 みんなで歩むまちづくり (1) 水力発電事業特別会計基金の運用管理事業 24 積立金(積)	△5,742 △5,742 (△5,742)

議案第14号

令和4年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

令和4年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,327千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源使用料		13,920	344	14,264
	1 使用料	13,920	344	14,264
3 繰入金		121,458	△19,568	101,890
	1 繰入金	121,458	△19,568	101,890
歳入合計		136,551	△19,224	117,327

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,150	△407	4,743
	1 総務管理費	5,150	△407	4,743
2 泉源施設費		131,345	△18,817	112,528
	1 泉源管理費	131,345	△18,817	112,528
歳出合計		136,551	△19,224	117,327

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		泉源使用料	13,920	344	14,264
	1	使用料	13,920	344	14,264
		1 使用料	13,920	344	14,264
3		繰入金	121,458	△19,568	101,890
	1	繰入金	121,458	△19,568	101,890
		2 一般会計繰入金	121,457	△19,568	101,889

節		説 明
区 分	金 額	
1 使用料	344	1 使用料
1 一般会計繰入金	△19,568	1 一般会計繰入金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	5,150	△407	4,743	△2,110	1,703
			総務管理費	5,150	△407	4,743	△2,110	1,703
			一般管理費	5,150	△407	4,743	繰入金 △2,110	1,703
2			泉源施設費	131,345	△18,817	112,528	△17,458	△1,359
	1		泉源管理費	131,345	△18,817	112,528	△17,458	△1,359
		1	泉源管理費	131,345	△18,817	112,528	繰入金 △17,458	△1,359

(白金泉源事業特別会計)

区分	金額	説 明	
26 公 課 費	△407	1 足腰の強い産業づくり (1) 泉源施設一般管理運営事業 26 公課費	△407 △407 (△407)
8 旅 費	△25	1 足腰の強い産業づくり (1) 泉源施設施設管理事業	△18,817 △1,464
12 委 託 料	△488	12 業務委託 (物)	(△488)
13 使用料及び 賃借料	△1,000	13 賃借料 (物)	(△1,000)
14 工事請負費	△17,314	17 備品購入費 (物)	(△105)
17 備品購入費	△105	18 負担金 (補)	(129)
18 負担金補助 及び交付金	129	(2) 2 1 号井新設事業 8 職員旅費	△17,353 (△25)
21 補償補填及 び賠償金	△14	14 整備工事 (事)	(△17,314)
		21 補償金 (事)	(△14)

議案第15号

令和4年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

令和4年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,469千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,661千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		12,475	△9,478	2,997
	1 国庫補助金	12,475	△9,478	2,997
4 繰入金		190,133	△8,203	181,930
	1 繰入金	190,133	△8,203	181,930
5 繰越金		5,301	2,112	7,413
	1 繰越金	5,301	2,112	7,413
7 町債		12,000	△3,900	8,100
	1 町債	12,000	△3,900	8,100
歳入合計		313,130	△19,469	293,661

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		172,934	△19,135	153,799
	1 下水道管理費	147,424	△390	147,034
	2 事業費	25,510	△18,745	6,765
2 公債費		139,696	△334	139,362
	1 公債費	139,696	△334	139,362
歳出合計		313,130	△19,469	293,661

第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	12,000	証 書 借 入 券 行 又 は 証 発	3.0% 以内 (た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	8,100	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	12,000				8,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	12,475	△9,478	2,997
	1	国庫補助金	12,475	△9,478	2,997
		1	下水道事業補助金	12,475	△9,478
4		繰入金	190,133	△8,203	181,930
	1	繰入金	190,133	△8,203	181,930
		1	一般会計繰入金	190,133	△8,203
5		繰越金	5,301	2,112	7,413
	1	繰越金	5,301	2,112	7,413
		1	繰越金	5,301	2,112
7		町債	12,000	△3,900	8,100
	1	町債	12,000	△3,900	8,100
		1	下水道事業債	12,000	△3,900

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道事業補助金	△9,478	1 下水道事業交付金
1 一般会計繰入金	△8,203	1 終末処理場管理費繰入金 △2,169 2 建設事業費繰入金 △5,700 3 企業債償還金繰入金 △334
1 繰越金	2,112	1 繰越金
1 下水道事業債	△3,900	1 下水道事業債

(公共下水道事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	下水道事業費	172,934	△19,135	153,799	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
							△21,247	2,112
	1		下水道管理費	147,424	△390	147,034	△2,974	2,584
		1	一般管理費	48,242	△390	47,852	国庫支出金 △105 地方債 △700	415
		2	終末処理場管理費	99,182	0	99,182	繰入金 △2,169	2,169
	2		事業費	25,510	△18,745	6,765	△18,273	△472
		1	建設事業費	25,510	△18,745	6,765	国庫支出金 △9,373 地方債 △3,200 繰入金 △5,700	△472
2			公債費	139,696	△334	139,362	△334	
	1		公債費	139,696	△334	139,362	△334	
		2	利子	13,365	△334	13,031	繰入金 △334	

(公共下水道事業特別会計)

節		説明	
区分	金額		
13	使用料及び賃借料	△390	1 安全・安心なまちづくり (1) 下水道事業一般管理運営事業 13 使用料(物)
			△390 △390 (△390)
12	委託料	△950	1 安全・安心なまちづくり
			(1) 下水処理場整備事業
14	工事請負費	△17,795	12 業務委託(事) 14 整備工事(事)
			△18,745 △18,745 (△950) (△17,795)
22	償還金利子及び割引料	△334	1 みんなで歩むまちづくり (1) 起債償還利子
			△334 △334

議案第16号

令和4年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）について

第1条 令和4年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
--	---------	---------	-----

(4) 主な建設工事

(ア) 配水管新設及び布設替え工事

延長 952m	延長 15m	延長 967m
---------	--------	---------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

第1款 水道事業収益	306,724 千円	61 千円	306,785 千円
第2項 営業外収益	70,437 千円	61 千円	70,498 千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

第1款 水道事業費用	314,123 千円	△7,338 千円	306,785 千円
第1項 営業費用	297,121 千円	△7,919 千円	289,202 千円
第2項 営業外費用	11,897 千円	581 千円	12,478 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,935千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,773千円」に、「過年度分損益勘定留保資金77,935千円」を「過

年度分損益勘定留保資金 76,773 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	30,991 千円	△2,147 千円	28,844 千円
第 1 項 一般会計補助金	23,890 千円	△147 千円	23,743 千円
第 3 項 企業債	7,100 千円	△2,000 千円	5,100 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的支出	108,926 千円	△3,309 千円	105,617 千円
第 1 項 建設改良費	64,966 千円	△3,309 千円	61,657 千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水道事業	7,100 千円	5,100 千円

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	16,218 千円	△200 千円	16,018 千円

第 7 条 予算第 9 条に定めた補助金の額「24,612 千円」を「24,076 千円」に改める。

第 8 条 予算第 10 条本文中購入限度額「9,666 千円」を「7,866 千円」に改める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業収益	2. 営業外収益			306,724	61	306,785		
				70,437	61	70,498		
		3. 他会計補助金		722	△ 389	333		
			一般会計補助金	722	△ 389	333		執行見込による減
		4. 長期前受金戻入		60,077	450	60,527		
			長期前受金戻入	60,077	450	60,527		固定資産処分等による増

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				314,123	△ 7,338	306,785	
	1. 営業費用			297,121	△ 7,919	289,202	
		1. 原水及び浄水費		45,030	△ 2,427	42,603	
			通信運搬費	3,765	△ 1,300	2,465	執行見込による減
			委託料	25,502	△ 627	24,875	執行見込による減
			修繕費	1,572	△ 500	1,072	執行見込による減
		2. 配水及び給水費		34,681	△ 5,104	29,577	
			委託料	1,110	△ 304	806	執行見込による減
			修繕費	23,710	△ 3,000	20,710	執行見込による減
			材料費	9,666	△ 1,800	7,866	執行見込による減
		3. 総係費		46,004	△ 2,131	43,873	
			法定福利費	3,869	△ 200	3,669	執行見込による減
			委託料	25,697	△ 1,541	24,156	執行見込による減
			使用料	390	△ 390	0	執行見込による減
		4. 減価償却費		170,999	50	171,049	
			有形固定資産 減価償却費	170,999	50	171,049	額の確定による増
		5. 資産減耗費		407	1,693	2,100	
			固定資産除却費	407	1,693	2,100	固定資産処分等による増
	2. 営業外費用			11,897	581	12,478	
		2. 消費税及び地方消費税		8,742	581	9,323	
			消費税及び地方消費税	8,742	581	9,323	執行見込による増

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				30,991	△ 2,147	28,844	額の確定による減	
	1. 一般会計補助金			23,890	△ 147	23,743		
		1. 一般会計補助金			23,890	△ 147		23,743
			一般会計補助金			23,890		△ 147
	3. 企業債				7,100	△ 2,000		5,100
		1. 企業債			7,100	△ 2,000		5,100
企業債					7,100	△ 2,000	5,100	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				108,926	△ 3,309	105,617	執行見込による減	
	1. 建設改良費			64,966	△ 3,309	61,657		
		1. 配水及び給水 設備工事費			60,302	△ 2,918		57,384
			工事請負費			60,302		△ 2,918
		2. 固定資産購入費				4,664		△ 391
車両及び運 搬具購入費				3,641	△ 391	3,250		

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,773千円は、過年度分損益勘定留保資金76,773千円で補てんするものとする。)

議案第17号

令和4年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和4年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 患者数			
入院患者予定数	18,250人	△2,175人	16,075人
1日平均入院患者数	50.0人	△6.0人	44.0人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	1,175,730千円	16,719千円	1,192,449千円	
第1項 医業収益	672,752千円	△41,816千円	630,936千円	
第2項 医業外収益	502,975千円	58,500千円	561,475千円	
第3項 特別利益	3千円	35千円	38千円	
		支 出		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	1,175,730千円	16,719千円	1,192,449千円	
第1項 医業費用	1,159,029千円	13,720千円	1,172,749千円	
第3項 特別損失	3千円	2,999千円	3,002千円	

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額112,418千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する

額108,134千円」に、「過年度分損益勘定留保資金112,418千円」を「過年度分損益勘定留保資金108,134千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	87,514千円	△2,382千円	85,132千円
第1項 医療設備整備負担金			
	57,514千円	△2,334千円	55,180千円
第2項 企業債	30,000千円	△1,000千円	29,000千円
第3項 固定資産売却費	0千円	952千円	952千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	199,932千円	△6,666千円	193,266千円
第1項 建設改良費	91,446千円	△6,666千円	84,780千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院事業	30,000千円	29,000千円

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	700,025千円	△716千円	699,309千円

第7条 予算第9条に定めた補助の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
補 助 金	450,000千円	50,000千円	500,000千円

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和4年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業収益	1. 医業収益	1. 入院収益		1,175,730	16,719	1,192,449			
			入院収益	672,752	△ 41,816	630,936			
		3. その他医業収益		412,085	△ 56,346	355,739		入院患者見込延数16,075人	
			入院収益	412,085	△ 56,346	355,739			
				27,679	14,530	42,209		実績見込みに伴う増	
		医療相談収益	21,440	14,530	35,970				
	2. 医業外収益				502,975	58,500		561,475	
		2. 他会計補助金			450,000	50,000		500,000	経営安定化のための繰入金増
			一般会計補助金		450,000	50,000		500,000	
		3. 道補助金			4,000	8,500		12,500	新型コロナワクチン補助金
	道補助金			4,000	8,500	12,500			
	3. 特別利益				3	35		38	
2. 過年度損益修正益				1	35	36	過年度未払金の整理に伴う増		
		過年度損益修正益		1	35	36			

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,175,730	16,719	1,192,449	
	1. 医業費用			1,159,029	13,720	1,172,749	
		1. 給与費		660,482	△ 716	659,766	
			職員給与	263,588	△ 2,000	261,588	退職職員に伴う減
			報酬	85,077	11,284	96,361	派遣医師報酬の増
			法定福利費	152,276	△ 10,000	142,276	
		2. 材料費		75,102	△ 2,561	72,541	
			薬品費	32,000	△ 8,740	23,260	
			診療材料費	40,617	6,179	46,796	検査材料費の増
		3. 経費		257,857	△ 543	257,314	
			職員被服費	253	△ 140	113	
			光熱水費	29,300	5,337	34,637	燃料単価上昇に伴う増
			使用料	390	△ 390	0	
			賃借料	11,814	△ 350	11,464	
			委託料	179,648	△ 5,000	174,648	
		6. 資産減耗費		4,550	18,390	22,940	
			固定資産除却費	4,549	18,390	22,939	資産変動の確定に伴う増
		7. 研究研修費		1,401	△ 850	551	
			図書費	508	△ 50	458	執行見込みに伴う減
			旅費	843	△ 800	43	
	3. 特別損失			3	2,999	3,002	
		1. 固定資産売却損		1	2,264	2,265	C T装置売却に係る資産台帳の
			固定資産売却損	1	2,264	2,265	整理に伴う増
		2. 過年度損益修正損		1	735	736	過年度未払金の整理に伴う増
			過年度損益修正損	1	735	736	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				87,514	△ 2,382	85,132	実績確定に伴う減	
	1. 医療設備整備負担金			57,514	△ 2,334	55,180		
		1. 医療設備整備負担金			57,514	△ 2,334		55,180
			一般会計負担金		57,514	△ 2,334		55,180
	2. 企業債				30,000	△ 1,000		29,000
		1. 企業債			30,000	△ 1,000		29,000
			企業債		30,000	△ 1,000		29,000
	3. 固定資産売却費				0	952		952
		1. 固定資産売却費			0	952		952
固定資産売却費				0	952	952		

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				199,932	△ 6,666	193,266	実績確定に伴う減	
	1. 建設改良費			91,446	△ 6,666	84,780		
		1. 資産購入費			63,932	△ 5,332		58,600
			備品購入費		63,932	△ 5,332		58,600
		2. 工事請負費			27,514	△ 1,334		26,180
工事請負費			27,514	△ 1,334	26,180			

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,134千円は、過年度分損益勘定留保資金108,134千円で補てんするものとする。)

議案第26号

美瑛町まちづくり総合計画の策定について

美瑛町まちづくり総合計画を別冊のとおり定めたいので、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例（平成25年美瑛町条例第23号）第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案番号	指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
議案第27号	美瑛町白金観光拠点施設	美瑛町本町1丁目9番21号 有限会社 美瑛物産公社 代表取締役 池 田 由 行	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
議案第28号	美瑛町四季の情報館	美瑛町本町1丁目2番14号 一般社団法人 美瑛町観光協会 会長 西 海 正 博	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
議案第29号	美瑛町地域資源活用総合交流促進 施設	美瑛町本町1丁目9番21号 有限会社 美瑛物産公社 代表取締役 池 田 由 行	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第30号	美瑛町置杵牛農産物加工交流施設	旭川市流通団地2条5丁目20-1 株式会社 北海道米菓フーズ 代表取締役 廣 島 俊 郎	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
議案第31号	美瑛町白金クレール射撃場	美瑛町幸町4丁目4番5号 北海道猟友会旭川支部美瑛部会 部会長 川 崎 章 道	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和5年2月27日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町まちづくり事務審査特別委員会
委員長 八木幹男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
(議案第1号)	美瑛町自治基本条例の制定について	原案可決
(議案第2号)	美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について	原案可決
(議案第6号)	美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について	原案可決

発議第 1 号

(議案第 1 号) 美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議について

美瑛町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 2 7 日

提出者	議員	八	木	幹	男
賛成者	議員	大	坪	正	明
賛成者	議員	濱	田	洋	一

提案理由

昨年より議会内において自治基本条例について専門的知識を持つ講師を招き議員研修会を開催するとともに、町民との意見交換会を開催し、議会として町民の意見を聞きながら慎重に美瑛町自治基本条例についての審査に努めてきたところである。

美瑛町自治基本条例案の作成にあたっては、町民が主体となって議論が進められてきたことは、評価すべき点と考えているが、この条例が町民、議会及び行政の協働による自治を確立するための基本となるためには、条例審査の過程で出てきた課題を解決していかなければならない。特に、作成段階において様々な町民の意見を聴いたり議論したりする機会の確保が不足していると思われる。よって、次のとおり決議する。

(議案第 1 号) 美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議

美瑛町自治基本条例の制定によって、美瑛町において町民一人一人が主体となってまちづくりに積極的に参画し、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、協働して地域課題の解決に努めなければならない。そのためには、条例施行後、すみやかに町民集会などを開催し、条例についての説明及び町民との意見交換に努めるとともに、適時、適切に条例の見直しに努めることを、強く求める。

以上、決議する。

令和 5 年 2 月 2 7 日

美 瑛 町 議 会

令和5年2月27日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町議会総務文教常任委員会
委員長 大坪正明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
(議案第3号)	美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	原案可決
(議案第4号)	美瑛町職員の降給に関する条例の制定について	原案可決
(議案第5号)	美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	原案可決
(議案第10号)	美瑛町職員定数条例の一部改正について	原案可決
(議案第11号)	美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について	原案可決
(議案第12号)	美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	原案可決

事件の番号	件名	審査の結果
(議案第13号)	美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	原案可決
(議案第14号)	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
(議案第15号)	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
(議案第16号)	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決

令和5年2月27日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町議会産業経済常任委員会
委員長 野村祐司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
(議案第7号)	美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決
(議案第8号)	美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決
(議案第9号)	美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について	原案可決

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

令和5年度美瑛町議会予算審査特別委員会

委員長 野村祐司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第18号	令和5年度美瑛町一般会計予算について	原案可決
議案第19号	令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	原案可決
議案第20号	令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について	原案可決
議案第21号	令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	原案可決
議案第22号	令和5年度美瑛町水道事業会計予算について	原案可決
議案第23号	令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算について	原案可決
議案第24号	令和5年度美瑛町水力発電事業会計予算について	原案可決
議案第25号	令和5年度美瑛町立病院事業会計予算について	原案可決

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町まちづくり事務審査特別委員会
委員長 八木幹男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第26号	美瑛町まちづくり総合計画の策定について	原案可決

発議第2号

美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月16日

提出者 議員 桑 谷 覺
賛成者 議員 大 坪 正 明
賛成者 議員 野 村 祐 司

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日の法施行後は、美瑛町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）が廃止され、法に基づき運用されることとなるが、改正後の法第2条第11項第2号の規定により、地方公共団体の機関から議会が適用除外となることから、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）

第2節 訂正（第31条～第37条）

第3節 利用停止（第38条～第43条）

第4節 審査請求（第44条～第46条）

第5章 雑則（第47条～第51条）

第6章 罰則（第52条～第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美瑛町議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2） 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（1） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別する

ことができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号）第2条第2号に規定する情報を含む公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関

する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保

- 有個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
 - 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
 - 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定職員に限るものとする。
 - 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき

第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
------------	--------------	-----------

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成

14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開

示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定

- する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公

共同体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から28日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算

入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行

う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 法第28条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において議長が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。

第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施

をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の

代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前

条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美瑛町行政不服審査会条例（平成28年美瑛町条例第2号）第2条に規定する美瑛町行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参

加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を

公表するものとする。

(委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

意見書案第1号

旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求め
る意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見
書を提出します。

令和5年3月16日

提出者 議員 八木幹男
賛成者 議員 野村祐司
賛成者 議員 桑谷 覺

旭川空港の機能充実と新千歳空港の代替空港としての活用を求め
る意見書

旭川空港は、国内有数の積雪地に設置されていながら、万全の除雪体制や風
の影響が少ない地域特性から、国内線の就航率が全国でも上位であり、令和3
年度は99.8パーセントと高い就航率を誇る空港である。

一方、北海道最大の空港である新千歳空港は、航空便が集中していることか
ら過密な運用状況となっており、大雪の際には除雪作業の影響から欠航や遅延
が頻発するなど、観光客やビジネス客の移動に大きな支障を来している。

本町やその周辺市町は、新千歳空港から公共交通機関で2時間程度の場所に
位置しており、札幌圏への交通アクセスもよい。

よって、政府においては、旭川空港の機能充実と、新千歳空港の代替空港と
しての積極的な活用に係る必要な働きかけを関係機関に対して行うことを強く
求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

内閣総理大臣 殿
国土交通大臣 殿

意見書案第2号

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年3月16日

提出者	議員	山本賢一
賛成者	議員	大坪正明
賛成者	議員	野村祐司

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書

我が国の農業は、高齢化や担い手不足に加え、頻発する自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊とともに、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

そのような中、2020年1月より新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、発生から3年が経過した今なお、米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷しています。さらには、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻で、世界経済が一変し、世界的な穀物需要の逼迫や燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰を招き、それらを輸入に依存している我が国は危機的状況の一途を辿っています。

こうした情勢から、自国の食料は自国で賄うという食料安全保障の考え方が改めて重要視され、政府は「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、20年以上が経過した「食料・農業・農村基本法」の見直しにも着手しています。このため、命の源である食料とそれを生み出す農業を再評価し、国民合意のもと実効性ある政策が求められています。

また、酪農・畜産においては、飼料価格などの高騰が続く中、長引くコロナ禍で牛乳乳製品の需要が回復せず、道内では需給改善に向けて2023年度も更なる減産が求められており、在庫削減対策の抛出など需給調整の負担が道内で指定事業者に出荷する生産者に大きく偏っています。このほか、初生牛等の

個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は日々厳しさを増しており、離農を余儀なくされる生産者が続出するなど危機的状況に晒されていることから、国内酪農・畜産の経営存続に向けて、一刻も早い需給改善と急騰した生産資材対策や適正な価格形成が求められています。

つきましては、農業者が将来にわたって安心して営農できるよう、我が国の食料安全保障の強化と国内酪農・畜産の経営安定に向けて、下記内容を要望します。

記

- 1 世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、基本法の見直しにあたっては、食料自給率の向上を目指し農業者が将来にわたって安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

- 2 国内酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成のもと、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和5年3月定例議会から令和5年4月30日まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和5年3月定例議会から令和5年4月30日まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和5年3月16日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- 1 調査事項 (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項
- 2 調査目的 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。
- 3 調査方法 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣
- 4 調査期間 令和5年3月定例議会から令和5年4月30日まで
- 5 委員派遣先 町内・道内・道外